

鵜羽鉄道株式会社旅客営業規則の一部改正

改 正	現 行
(前略)	(前略)
(割引乗車券を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限) [連規準用]	(割引乗車券を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限) [連規準用]
第243条 <u>被救護者割引乗車券、定期乗車券または回数乗車券の割引乗車券</u> を所持する旅客に対しては、その制限をこえる乗車変更の取扱いをしない <u>ことがある</u> 。	第243条 区間・経路等に制限のある種類の割引乗車券を所持する旅客に対しては、その制限をこえる乗車変更の取扱いをしないことがある。
注 区間・経路等に制限のある種類の割引乗車券とは、第 30 条の規定によって発売する被救護者割引普通乗車券および 第 32 条の規定によって発売する臨時特殊割引乗車券 <u>も含む</u> 。	注 区間・経路等に制限のある種類の割引乗車券とは、第 30 条の規定によって発売する被救護者割引普通乗車券および第 32 条の規定によって発売する臨時特殊割引乗車券をいう。
(中略)	(中略)
(入場券の種類および料金)	(入場券の種類および料金)
第295条 入場券は、普通入場券および定期入場券の 2 種類とし、その料金は次のとおりとする。	第295条 入場券は、普通入場券および定期入場券の 2 種類とし、その料金は次のとおりとする。
(1) 普通入場券	(1) 普通入場券
1 枚について 大人 <u>1 6 0</u> 円	1 枚について 大人 1 5 0 円
小児 8 0 円	小児 8 0 円
(2) 定期入場券	(2) 定期入場券
1 枚について <u>4,800</u> 円	1 枚について 4,400 円
2 定期入場券を購入しようとする者は、第 35 条第 2 号に規定する定期乗車券購入申込書に、使用者の住所・氏名および年齢を記入のうえ、提出しなければならない。	2 定期入場券を購入しようとする者は、第 35 条第 2 号に規定する定期乗車券購入申込書に、使用者の住所・氏名および年齢を記入のうえ、提出しなければならない。
(後略)	(後略)

附則

この通達は、2 0 2 6 年 3 月 1 4 日から施行する。